



人間科学部 人間科学科 坂野 剛崇（さかの よしたか）教授 犯罪や少年非行からの更生を研究 情状鑑定、犯罪加害者家族の支援にも携わる

■ 厳罰ではなく、更生に寄り添う支援が必要。

犯罪や非行について、国は、安全安心な社会を目指して再犯防止に取り組み、犯罪をした人、非行のある少年の社会復帰に向けた様々な施策を展開しています。他方、未成年者に関しては2022年4月に施行された少年法で、18、19歳を「特定少年」と位置づけ、原則検察官送致対象事件が拡大されたり、起訴後の実名報道が解禁されるといった厳罰化も進められています。

坂野剛崇教授は、再犯率がさほど下がっていないという現状、実際に担当している犯罪者・非行少年の情状鑑定や更生支援、犯罪加害者家族の支援の実情からして、今の犯罪者・非行少年への支援は不十分という立場です。そして、更生のためには、刑事処分を増やしたり厳罰を課したりするのではなく、社会復帰、社会包摂に向けた支援のさらなる充実が必要と指摘しています。また、情状（心理）鑑定においても、矯正・教育すべき問題点の指摘だけにとどまらず、本人の持っている長所や強みを見出すことや変化の可能性を探ることが不可欠であると主張し、実際にそれらを踏まえた鑑定を実施しています。

さらには、犯罪をした人・非行少年の家族への支援も大切だと主張しています。坂野教授によれば、身内に犯罪、非行があった場合、その家族は、不安や苦悩を抱えたり生活面への支障が生じることが少なくないといい、こうした家族に対する心理面、生活面をはじめとする多角的な支援が不可欠になると述べています。そしてそれは、犯罪をした人、非行少年の身近な支えとしての役割を果たすことにもつながると言います。

■ 家庭裁判所調査官として25年務め、研究者の道へ。犯罪・非行経験者からの支援のあり方を研究する。

坂野教授は家庭裁判所調査官を25年務め、担当した少年事件は1,500件を超えます。非行の動機や経緯、本人のパーソナリティや家庭環境などから事件が引き起こされたメカニズムを解明し、再犯のない健全な社会人として生活できるようにするためには何が必要か裁判官に意見する仕事でした。しかし、現状の制度では再犯率は下がらず、「これまでやってきたことは本当に有効なのか」という疑問から「犯罪や非行からの立ち直りの実情やプロセスから支援のあり方を検討したい」と考え、研究職に就きました。

現在は、犯罪・非行体験者本人やその家族へのインタビュー調査、臨床心理士・公認心理師として、窃盗を繰り返したり、殺人や薬物乱用、性犯罪などの犯罪・非行があったりした人へのカウンセリング（心理支援）、情状鑑定といった実践を通して、立ち直りのプロセスや支援方法を研究しています。また、犯罪・非行の加害者家族を応援する「NPO法人スキマサポートセンター」の理事、「司法心理研究所」の嘱託研究員も務めています。

坂野剛崇教授 プロフィール

詳細はこちら⇒<https://web.j8.osaka-ue.ac.jp/ouehp/KgApp?resId=S001417>

1963年生まれ、山形県出身

経歴：1987年に山形大学教育学部を卒業後、家庭裁判所に採用され、家庭裁判所調査官として札幌家裁、東京家裁、大阪家裁、名古屋家裁などに勤務する。在職中の2007年、日本福祉大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程修了。2014年3月に家庭裁判所を退職し、関西国際大学人間科学部教授。2020年4月から現職。公認心理師、臨床心理士。

著書・論文：『非行臨床における加害者家族—非行のあった子の親にどのような支援が望まれるか—』（2020年、共著、現代人文社）、『保護者は、子どもの非行を巡って何を体験するか—保護者の実情にみる働きかけへの示唆—』（2020年、『家庭の法と裁判（26）』）、『公認心理師の基礎と実践第19巻 司法・犯罪心理学』（2019年、共著、遠見書房）、『家裁調査官が見た現代の非行と家族』（2015年、共著、創元社）

所属学会：日本犯罪心理学会、日本司法福祉学会、日本心理臨床学会、日本法と心理学会、日本刑事政策研究会

<本件に関するお問い合わせ先>

大阪経済大学 企画部広報課 高濱、東 Tel: 06-6328-2431 Mail: kouhou@osaka-ue.ac.jp

大阪経済大学 広報デスク（プランニング・ポート内） 福嶋、井上 Tel: 06-4391-7156

<https://www.osaka-ue.ac.jp>